行 (旧) (新) 改 TE. 設計業務共通仕様書(農業農村整備事業) 設計業務共通仕様書(農業農村整備事業) 第1章 総則 第1章 総則 第1-1条 適用 (略) 第1-1条 適用 (略) 第1-2条 用語の定義 第1-2条 用語の定義 第1-3条 受発注者の責務 第1-3条 受発注者の責務 1. 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理 受注者は、契約の履行に当たって業務等の意図及び目的を十分理 解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満 解したうえで業務等に適用すべき諸基準に適合し、所定の成果を満 足するような技術を十分に発揮しなければならない。 足するような技術を十分に発揮しなければならない。 2. 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に 受注者及び発注者は、業務の履行に必要な条件等について相互に 確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 確認し、円滑な業務の履行に努めなければならない。 3. 受注者は、設計業務等の適正な実施のために必要な技術的能力の 向上、情報通信技術を活用した設計業務等の実施の効率化等による 生産性の向上並びに技術者の育成及び確保並びにこれらの者に係 る賃金、労働時間その他の労働条件、安全衛生その他の労働環境の 改善に努めなければならない 第1-4条~第1-10条 (略) 第1-4条~第1-10条 (略)

改 TE. (新)

現 行 (日)

第1-11条 打合计等

は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すもの とし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿(様式 -27) に記録し、相互に確認しなければならない。

なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認 した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものと する。

- 2.設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、 管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受 注者が打合せ記録簿(様式-27)に記録し相互に確認しなければな らない。
- 3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場 合は速やかに監督員と協議するものとする。
- 4. 打合せ の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。 $5 \sim 7$ (略)

第1-12条~第1-38条 (略)

第1-11条 打合计等

1.設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員 1.設計業務等を適正かつ円滑に実施するため、管理技術者と監督員 は常に密接な連絡をとり、業務の方針及び条件等の疑義を正すもの とし、その内容についてはその都度受注者が打合せ記録簿(様式 -27) に記録し、相互に確認しなければならない。

> なお、連絡は積極的に電子メール等を活用し、電子メールで確認 した内容については、必要に応じて打合せ記録簿を作成するものと する。

- 2. 設計業務等着手時、及び設計図書で定める業務の区切りにおいて、 管理技術者と監督員は打合せを行うものとし、その結果について受 注者が打合せ記録簿(様式-27)に記録し相互に確認しなければな らない。
- 3. 管理技術者は、仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場 合は速やかに監督員と協議するものとする。
- 4. 打合せ(対面)の想定回数は、特記仕様書又は数量総括表による。 $5\sim7$ (略)

第1-12条~第1-38条 (略)

「設計業務共通仕様書(農業農村整備事業)」新旧対照表

改 正 (新)	現 行 (旧)
1. 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び 厚生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者 厚	1-39条 保険加入の義務 受注者は、雇用保険法、労働者災害補償保険法、健康保険法及び 享生年金保険法の規定により、雇用者等の雇用形態に応じ、雇用者 等を被保険者とするこれらの保険に加入しなければならない。

「設計業務共通仕様書(農業農村整備事業)」新旧対照表

「故 計 未 伤 共 迪 և 稼 音 (辰 未 辰 代 笠 湘 尹 未 / 」 栁 巾 刈 忠 衣	
改 正 (新)	現 行 (旧)
総則の運用	総則の運用
	第1-2条、第1-7条、第1-8条関係 1.【第1-2条 用語の定義】6項の「同等の能力と経験を有する技術者」とは、下記(1)~(1 <u>2</u>)いずれかの項目に該当する技術者とする。 (1)~(12)(略)